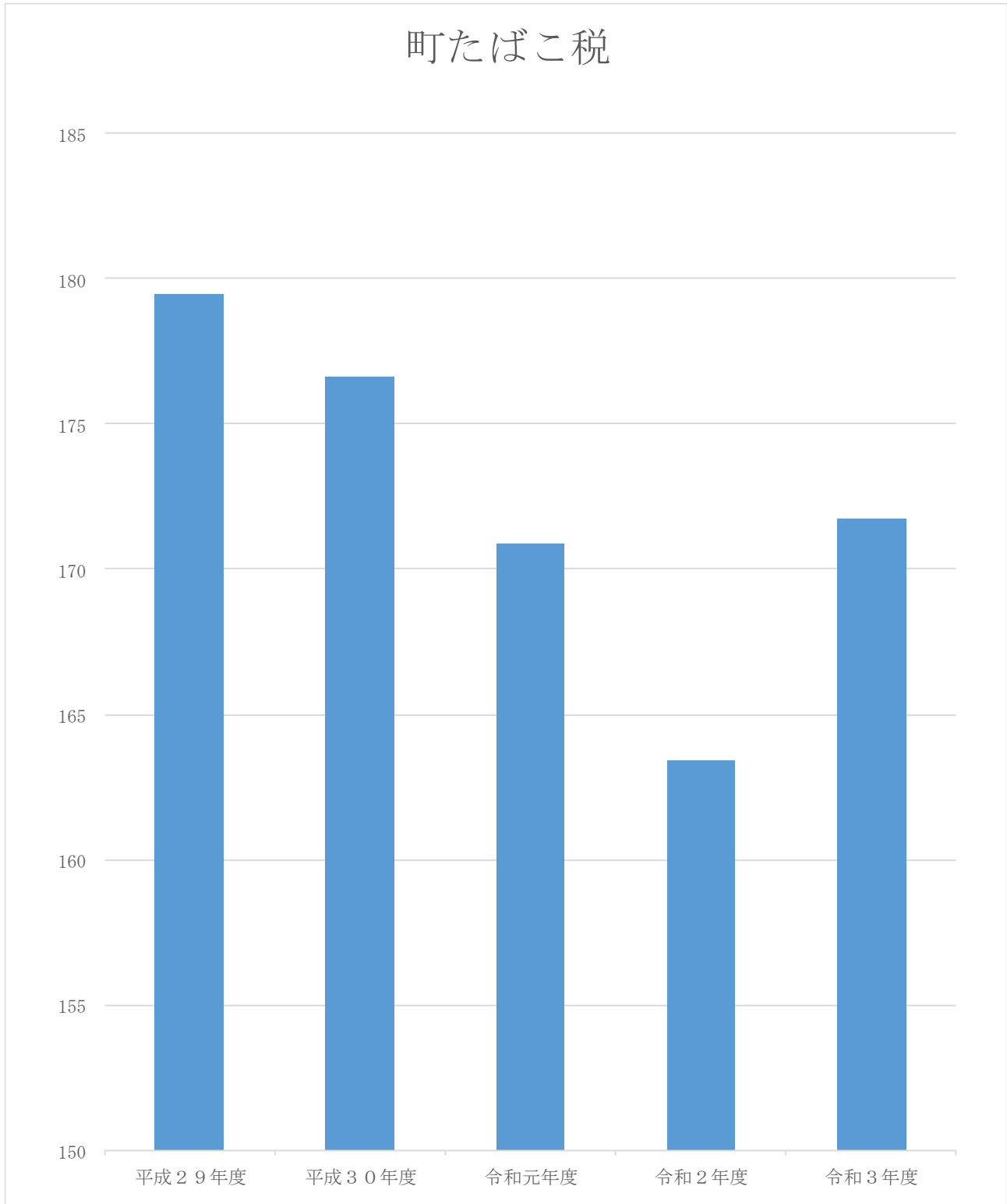


Ⅲ 税目別の概要

単位：百万円



1 町たばこ税のあらまし

ア 納税義務者

たばこを喫煙する消費者が負担し、日本たばこ産業（株）・TSネットワーク（株）・太豊通商（株）の卸売販売業者などが納税する。

イ 課税客体

卸売販売業者が小売販売業者に行う製造たばこの売渡し又は消費等

ウ 課税標準

売渡し又は消費等に係る製造たばこの本数

エ 税率

紙巻たばこ等（旧三級品含む） 千本につき 6, 5 5 2 円

オ 納税

毎月 1 日から月末までの間の課税標準数量や税額などを卸売販売業者が申告して納税する。

2 町たばこ税の推移

項目 \ 年度	29	30	元	2	3
※売渡本数（千本）	1,261 33,472	1,008 31,893	478 29,881	28,013	27,212
※税率	<u>3,355</u> 1,000 <u>5,262</u> 1,000	<u>4,000</u> 1,000 <u>5,262</u> 1,000 (注1)	<u>4,000</u> 1,000 <u>5,692</u> 1,000 (注2)	<u>5,692</u> 1,000 (注3)	<u>6,122</u> 1,000 (注4)
※税額(千円)	4,164 176,125	3,955 172,976	1,913 170,085	163,999	172,119
合計税額(千円)	180,289	176,931	171,998	163,999	172,119
返還控除税額(千円)	847	1,104	1,146	1,335	1,239
手持ち品課税額(千円)	21	793	16	779	856
差引調定額(千円)	179,463	176,620	170,868	163,443	171,736

※上段の数値は旧 3 級品の紙巻たばこ、下段の数値はそれ以外の製造たばこ

(注 1) 平成 30 年 10 月 1 日以降は、5, 6 9 2 / 1, 0 0 0

(注 2) 令和元年 10 月 1 日より旧三級品による特例税率が廃止され、それ以外の製造たばこと同じ税率になりました。

(注 3) 令和 2 年 10 月 1 日以降は、6, 1 2 2 / 1, 0 0 0

(注 4) 令和 3 年 10 月 1 日以降は、6, 5 5 2 / 1, 0 0 0